

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年3月27日

【会社名】 株式会社テラプローブ

【英訳名】 Tera Probe, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表執行役社長 横山 毅

【本店の所在の場所】 神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目7番17号

【電話番号】 045-476-5711

【事務連絡者氏名】 執行役CFO 地主 尚和

【最寄りの連絡場所】 神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目7番17号

【電話番号】 045-476-5711

【事務連絡者氏名】 執行役CFO 地主 尚和

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2020年3月26日開催の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2020年3月26日

(2) 決議事項の内容

<会社提案（第1号議案）>

第1号議案 取締役8名選任の件

取締役として、横山 毅、蔡 篤恭（ツイ・ドゥゴン）、李 躬富（リ・ゴンフ）、曾 炫章（ツェン・シュアンザン）、浦崎 直彦、岩間 耕二、森 直樹、増子 尚之を選任する。

<株主からのご提案（第2号議案から第5号議案まで）>

第2号議案 準備金の額の減少の件

資本準備金の総額から2,955,828,000円を控除した額を、資本準備金からその他資本剰余金に振り替える。

第3号議案 剰余金の処分等にかかる定款変更の件

現行定款を以下のとおり変更する。

（ア）配当に関する決議

現行定款の33条第1項を削除すると共に、現行定款の第33条第2項を第1項に、同条第3項を第2項にそれぞれ繰り上げる。

（イ）自己株式の取得に関する規定の新設

現行定款の第34条を、第34条第1項とし、第2項を以下のとおり新設する。

第2項 取締役会は、本会社の株価が株価純資産倍率1倍を回復するまで、期末自己資本の1%相当額を取得価額の総額として、配当可能額の範囲内において、毎期自社株式の取得を行う。

（ウ）剰余金の処分に関する規定の新設

以下の条文を新設する。

第36条 剰余金の処分の方針

当社は、毎期末において、期末剰余金の処分として、配当可能額の範囲内において、当期純利益の30%相当額または純資産の3%相当額のいずれか大きい額を配当することを目標とするものとする。

第4号議案 剰余金の処分の件

第2号議案及び第3号議案の承認可決を条件に、第15期の期末剰余金の配当として、純資産の3%相当額を、その他資本剰余金を配当原資として配当する。

第5号議案 中期経営計画を含む決算説明資料の公表にかかる定款変更の件

第3号議案の承認可決を前提に、以下の条文を新設する。第3号議案が否決された場合、第36条とする。

第37条 決算説明会資料の公表

当社は、中期経営計画を含む決算説明会資料を毎半期ごとに公表し、当該決算説明会資料は本条各号に定める内容をすべて含むものとする。

(1)業績及び財務状況

(2)企業価値向上の基本方針及び施策

(3)中期経営計画及びその進捗状況

(4)設備投資の具体的な内容(目的・金額・資金調達方法・地域など)

(5)株主還元の方針

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

<会社提案(第1号議案)>

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案 取締役8名選任の件					
横山 毅	61,004	6,581	0		可決 90.262
蔡 篤恭	60,998	6,587	0		可決 90.253
李 躬富	61,104	6,481	0		可決 90.410
曾 炫章	61,074	6,511	0	(注)1	可決 90.366
浦崎 直彦	61,179	6,406	0		可決 90.521
岩間 耕二	60,848	6,737	0		可決 90.031
森 直樹	60,912	6,673	0		可決 90.126
増子 尚之	61,107	6,478	0		可決 90.415

<株主からのご提案(第2号議案から第5号議案まで)>

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第2号議案 準備金の額の減少の件	10,473	57,066	0	(注)2	否決 15.506
第3号議案 剰余金の処分等にかかる定款変更の件	10,191	57,348	0	(注)3	否決 15.089
第4号議案 剰余金の処分の件	第2号議案及び第3号議案のいずれも否決されたことにより、第4号議案は株主総会の議案とならないため、採決しておりません。				
第5号議案 中期経営計画を含む決算説明会資料の公表にかかる定款変更の件	10,188	57,351	0	(注)3	否決 15.084

(注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

株主総会に出席した株主の議決権の数の全てを加算しておりますので、該当事項はありません。